

千里南公園パークカフェ整備事業に関する事業者選定会議設置要領

(目的)

第1条 千里南公園にパークカフェを整備・運営する事業者を選定するため、千里南公園パークカフェ整備事業に関する事業者選定会議（以下、「選定会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) アイデアコンペに関する募集要項や審査等に関する事項
- (2) 社会実験の内容と検証に関する事項
- (3) 事業者コンペに使用する募集要項等に関する事項
- (4) 事業者を選定するための選定基準に関する事項
- (5) 事業者の選定に関する事項
- (6) その他市長が認める事項

(構成)

第3条 選定会議は、土木部長他、庁内の部長級職員で構成する。

- 2 委員の選任期間は、選任された日から、事業者が決定した日までとする。
- 3 選定会議の構成員は、必要時に土木部長が召集する。

(委員長及び副委員長)

第4条 会議には、委員長を置き、土木部長をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定会議の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 選定会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 選定会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第6条 専門的な意見を聴取するため、選定会議に部会を設置する。

- 2 部会は、委員4人以内で構成する。
- 3 部会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が選任する。

(1) まちづくり・都市計画に関する有識者	1人以内
(2) 景観・デザインに関する有識者	1人以内
(3) パークマネジメントに関する有識者	1人以内

(4) 公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識
又は経験を有する者

1人以内

- 4 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 5 部会長は、部会の会議の議長となる。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 部会への召集は、必要時に委員長が行う。
- 8 部会で意見等を聴取する事項については、第2条各号に掲げる事項とする。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第7条 市長は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 選定会議の庶務は、土木部公園みどり室において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、選定会議の構成及び運営に関し必要な事項は、土木部長が定める。

附 則

この要領は、平成28年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月5日から施行する。